

郵便局・ゆうちょ銀行の指定について

東北6県以外の郵便局・ゆうちょ銀行において特別徴収税額を納入する場合、本市の金融機関として指定する必要があります。

右記の「指定通知書」に納入する郵便局・ゆうちょ銀行名および貴事業所名を記入の上、郵便局・ゆうちょ銀行へ提出してください。

既に指定されている場合は引き続き利用できます。ただし、郵便局・ゆうちょ銀行の名称の変更等があった場合、改めて「指定通知書」の提出が必要となります。

(きりとり線)

令和 年 月 日

_____郵便局長 様

ゆうちょ銀行_____長 様

秋田市長 穂 積 志

(公印省略)

指定通知書

貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------|----------------|
| 1 許可番号 | 貯第1430号 |
| 2 口座番号 | 02290-9-961016 |
| 3 加入者名 | 秋田市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | 仙台貯金事務センター |

事業所名 _____